

(第1号様式)

協賛申出書

年 月 日

(あて先)
京 都 市 長

別紙の確認事項を了承し、御池通スポンサー花壇事業へ協賛しますので、次のとおり申し出ます。

企業・団体名	ふりがな	
代表者 役職・氏名	(役職)	ふりがな
		氏名：
担当部署及び担当者名	(部署名等)	ふりがな
		氏名：
連絡先	(住所) 〒	
	(電話番号)	
協賛内容	花壇推進事業に対する協賛金の出資	
協賛金額	_____ 万円 (1口3万円)	
協賛年度	_____ 年度	
スポンサー名の公開 (該当項目にチェック☑) ※スポンサー名以外は 公開しません。	事業紹介看板への掲載 <input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	京都市情報館 (ホームページ) への掲載 <input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない

(第1号様式別紙)

御池通スポンサー花壇事業への協賛にかかる確認事項

(協賛内容)

- 1 協賛内容は、次の各号に定める協賛金の出資とする。
 - (1) 協賛金額は、一口3万円(年間)とする。
 - (2) 協賛は、複数口可能とする。
 - (3) 協賛期間は、年度ごとの1年間とし、年度途中で協賛を開始した場合も当該年度末日までとする。
 - (4) 複数年の協賛を希望する場合も、年度ごとに申請手続を行うものとする。
 - (5) 既納の協賛金は返還しないものとする。ただし、要綱第8条の規定による場合においてはこの限りではなく、返還する場合は全額とする。

(協賛手続)

- 2 市長は、協賛金の納入を確認した後、協賛金受納書(第2号様式)をもって通知し、スポンサーが希望した場合は、スポンサーの名称等を事業紹介看板及び京都市情報館に掲載するものとする。
- 3 スポンサーとして適当でないと市長が認める企業・団体については、スポンサーに決定しないことがある。

(協賛の取消)

- 4 スポンサーとして適当でないと市長が認める企業・団体については、協賛を取り消すとともに、その旨を協賛取消通知書(第5号様式)により通知する。

(その他)

- 5 協賛者の情報は、以下の目的の範囲内で使用する可能性がある。また、これらの利用目的の達成に必要な範囲内において、他の事業者へ個人情報を提供することがある。
 - (1) スポンサー花壇の管理やサポーター活動についての情報提供のため
 - (2) 本市が行う緑化推進事業等についての各種お知らせ等の送付のため
- 6 疑義を生じたとき、または定めのない事項については、協議のうえ決定する。